

まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の 名 称	平成25年度 第2回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開 催 日 時	平成25年7月17日(水曜日) 午後1時30分 から 午後3時30分
開 催 場 所	瑞穂市役所 3階 第1会議室
議 題	・これまでの部会の状況について ・審議テーマの選定について ・審議の進め方について
出 席 委 員 欠 席 委 員	<出席委員> 会長 中村 良、副会長 鳥居与記、大池義之、加藤 央、眞鍋敏克、 豊田英二、中村美奈、廣瀬英昭、廣瀬彌恵子、若園昭男、棚橋和子 <欠席委員> 古川正敏
公開の可否 (非公開理 由)	可
傍 聴 人 数	0 人
審議の概要	<u>開会</u> <u>あいさつ</u> 【会長】 定刻となりましたので、第2回まちづくり基本条例推進委員会を始めさせていただきます。 【報告案件】 2. これまでの部会の状況について 【会長】 部会に関する報告になりますが、第1回～第3回の部会についての報告は、前回の会議にてご報告しておりますので、第4回、第5回の部会についてご説明させていただきます。 その後、今後の審議をどうするのか、テーマを絞って審議していくのかについて決定し、今後のスケジュールを確認するといった手順で進めて行きたいと思います。 第4回部会 6月19日 テーマ「自治会について」ですが、この回には多くの委員の皆さんにご参加いただき、総務部長さんにご出席賜り、市役所が自治会に対しどのような活動を実施しているのか、どのような問題があるのかについてかなり詳しくご説明頂きました。 特に、今ある自治会の枠組みを校区単位にして行けないかというテーマにつ

いて、ご尽力されているというご説明がありました。

そういった内容についての種々説明を受け、推進委員会としてどのように応援できるかについて議論し終了したという回でありました。

前回、7月3日 テーマ「審議会について」ですが、審議会についての部会を開催する際、会長の個人的な意見を聞かせてほしいというご意見を賜りましたので、私の方から審議会をテーマとして扱うことについてのご説明をしました。その上で、委員の方からはさまざまなご意見が出されました。

ただし、部会はあくまでも任意の勉強会ですので、ここで話した内容は決定事項ではありません。あくまでも本会議で議論し、今後のことは決めて行きますので、その事は確認をさせていただきます。

以上のような概要ですが、部会について何かご質問等ありますでしょうか。

質問がないようですので審議を進めます。

【審議案件】 3. 審議テーマの選定について

共通認識の確認ということで、条例第21条をご覧くださいのですが、第1項で規定しているこの委員会の位置付けについてですが、「市長の諮問に応じ…審議し、市長に答申するものとします。」となっているのですが、今年度は市長からの諮問がないということで、諮問がないので条例第21条第3項の規定にある「市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。」の規定を用いまして、提案をしようということで皆さんのご同意を頂いた訳です。では、何ついて審議・評価し、提案するのかということを検討しようということで、幾つかの提案がございまして、部会のテーマとなりましたのが、**別紙1**となります。

この中で、「1. 諮問のルール」をテーマにしたいという案、「2. 市民の声を行政に反映させるシステム」をテーマにしたいという案、「4. 審議会」についてをテーマにしたいという案の3つが前回までに上がったものです。

「3. 自治会」についてですが、これは、「1. 諮問のルール」の部会のときに自治会についての討議があり、それで総務部長さんをお呼びしてお話を聞こうということになった経緯があり、前回の本会議で自治会というテーマについて出ていなかったものと記憶しておりますので、部会でお話を伺った結果として、自治会をテーマとして取り上げてよいのではないかということになりました。

次に取り組むべき内容になりますが、条例第1条（目的）において、「市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。」と書かれており、皆さんの共通認識であると思いますが、「参画」というのが手段でありその目的が「協働」という関係になるのだと思います。

そうしますと、まず「参画」という部分にウェイトを置いて検討する必要があると考えております。

「参画の方法」につきましては、第2条第1項（4）をご覧ください、参画の定義が規定されていますが、「参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任を持って主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。」と規定されており、これを具体的にどうするのかと言いますと、第15条（参画）で「市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。」となっており、これは努力規定ではなく義務規定になるわけです。

さらに、これを具体化したのが第16条（参画の方法）になりますが、「市

の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。」とされており、(1)～(6)がその方法として掲げられています。第2項では「市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときはこれを公表します。」という流れになっており、これをベースに考えて行くと、「1. 諮問のルール」に関しては、市からの諮問がなければ、“本来審議自体する必要があるのか”という根本的なご指摘もあり、非常に重要なテーマと考えられます。「2. 市民の声を行政に反映させるためのシステム」については、参画するためには情報がなければ参画できませんので、このことについても重要なテーマになります。「3. 自治会」についてですが、この条例の中で自治会がどのような位置付けなのかと言いますと、自治会に関連する部分は条例中2箇所しかなくて、第5条第4項「市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。」という規定がそれに当たります。「居住する地域の自治組織」という表現になっておりますが、これが自治会を念頭に置いたものになっていると思われ、「市民」という前段に何も条件が付けられていないことになります。「市民」の定義は、在住・在勤・在学などが規定されておりますので、住所を有する市民のみを対象としたものではないものになります。学生は、学校という組織に加入し、在勤の方は、会社や市内の何らかの組織に加入していることになります。

今日お配りした資料にありますように、「地域の自治組織」ということになりますと、自治会をはじめ、町内会、老人クラブ、子ども会、企業、商店街組合、NPOなどかなり広範囲の組織が地域自治組織の枠組みの中に入ってくることになりますので、どの団体に所属していても市民になり得るということになります。と言うことは、条例上は市民はこれらの組織のどれかに参加し、地域の問題について一緒に解決していくよう努力しなさいという理解になると思われ。

もう一箇所の第9条では、「市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。」とされており、あくまでも自治会は例示として地域コミュニティの代表格として掲げられているだけであり、自治会でなければできないということは何処にも書かれていません。ただし、現実問題として多数あるコミュニティ組織の中でも自治会が一番機能している組織で、行政とのパイプも深いので、テーマとして審議対象とすることはもちろんですが、条例を読む限りでは、実は婦人会や子ども会とあまり大差のない位置付けになっていることをご確認させていただきます。

「4. 審議会」についてですが、参画の機会の確保ということ念頭に置いたとき、第16条第1項(参画の方法)で真っ先に上がっているのは、審議会等であり、非常に重要なテーマと考えられます。では、その審議会をどうやって溯上に上げるのかということになりますが、あくまでも参画の機会の確保・保障ということになり、市民が関わることができる仕組みがどれだけ確保されているのかということで、その視点で検討を進めることになると考えられます。

以上が部会を通じた審議テーマについてのご説明になります。

ここで一つ副市長にご質問があるのですが、先程ご説明した自治会の位置付けについてご説明した内容でよろしかったでしょうか。

【副市長】

まちづくり基本条例を作る過程で、市民にとってコミュニティはやはり大切ですので、自治会の位置付けに関する文言を入れて欲しいというご意見がありました。一方で、市は転入された方などに自治会加入を促進する働きかけをしており、転入された方には自治会長さんのお名前の入ったチラシなどをお渡ししているのですが、なかなか加入して頂けない実態があります。

地域で色々なイベントが催され、イベントには参加されるのですが、そういった楽しみの部分だけ享受するのだけれど、義務の部分についてややもすると消えてしまっている状態でありますので、自治会活動には積極的に参加してくださいということになっているわけです。基本条例の条文から見ると、自治会はコミュニティ団体の一つという位置付けになっていますが、自治会が占めるウェイトはかなり大きい訳で、自治会組織の中に子ども会や老人クラブがあったりしているのが実態です。いろいろと方眼された中で、一番大きな枠組みとなるコミュニティ組織が自治会になることになります。そういった趣旨もあり、基本条例では自治会の位置付けを表現しておりまして、会長が言われるような解釈で問題ないものと思います。

【H委員】

自治会というのは、会費を頂いて運営している訳で、それに対して自治会に帰属する団体は幾つもありますが、それに加入していない団体については、いくら地域の自治組織だ、市民だと言っても自治会組織に加入していませんので、広報の配布もできませんし、地域との繋がりもないというケースもあるのが実態です。

【D委員】

自治会の中に子ども会や老人クラブがありますので、幾つかの団体について自治会組織に包含されていることは間違いありません。広報の配布については前々からの課題です。

【会長】

別紙1の「取り組むべき内容」についてですが、それぞれのテーマについて、どのような視点で取り組んで行くかということになります。

「1. 情報共有の充実」、「2. 参画機会の充実」、「3. 既成制度の見直し」とありますが、どの部分にテーマを選定するウェイトを置くかということになります。「2. 参画機会の充実」にウェイトを置くのであれば、その具体的方法として、ここに示される幾つかの方法がありますので、それぞれについて調査、研究、審議し提言を出してはどうかという提案になります。

会長として提案しますが、何のテーマについて審議して行くか絞り込んで進めたいと思います。何故かと言いますと推進委員会が出す提言が具体的な形になってもらいたいと強く思っているからです。今回出す提言が、この委員会としての初めての意思表示になりますので、せっかく皆さんがお時間を裂いていろいろご審議くださっているので、今後この委員会が機能するために何とか形になるような提言を出したと思っています。

ですので、皆さんがこれをまずやりたいだとか、このテーマで審議したいということから始めて行きたいと考えており、テーマに優先順位を付けたいと思っています。この審議会と他の審議会との関係性についてですが、例えるなら、私達が司令塔としてパスを出し、ゴールを決めるのは他の審議会という関係であろうと思っています。推進委員会では理念について、例えば、「この部分はこういった理念になると思いますが、この部分を見直してみても如何か」といった問題を提起し、それを受けて市長からの諮問を受けた各審議会が個別

具体的な中身である個別のルールを見直すため調査・研究・審議・答申を出すという形になるのではないかと考えております。

ただし、そのパスの出し方として、少し触るだけでゴールできる精度の高いパスを出すのか、ゴールするにはちょっと難しいパスを出すのかといった問題はありますので、行政サイドと相談しながら検討を進めていく必要があると思います。どこまで決めるのかと言われれば、問題点の指摘と方向性といった感じになると思います。この件について皆さんのご意見を頂けたらと思います。

【A委員】

推進委員会がまちづくりの推進に一步でも貢献できるようにということになると思いますが、身近で重要なところで考えると「4. 審議会について」を取り上げ、まちづくりを推進する上で、審議会の仕組みがあつてよかったというふうになるといいという思いが私にもあり、審議会の問題点の指摘と今後の方向性を示せたらと思います。方向性についてですが、ある程度具体的な提案を示して出したらいいいと思います。そうすることで、パスを受ける審議会等が審議し易いと思います。推進委員会は、まちづくり基本条例を深く読み、その視点で議論しているのですが、一方パスの受手はまちづくり基本条例のことをあまり知らないかもしれませんし、まちづくりとは何かということが理解されない中で、内容の見直しについて諮問を受け、議論したとしてもその結果が「市民の声を反映させるため」に提案しているという推進委員会の主旨について伝わっていないかもしれないこともあります。ですので、具体的な細かい部分についての提案も取り上げた内容の補足を付けて提言するのがよいと思います。

【会長】

「4. 審議会」をテーマとして取り上げるのが優先ということによろしいでしょうか。（意義なし）

【D委員】

私もいろんな審議会に参加してきましたが、審議会というのは、基本的に市から答申された案件について審議するものだという認識があり、まちづくり基本条例の理念を他の審議会の方々にどのように意識してもらうかという課題も出てきます。それをしようとするのは大変なことだと思います。

【会長】

D委員として、取り上げたいテーマはありますか。

【D委員】

部会でいろいろ研究し、会長から提言を頂けたらということをお願いしておいた訳で、そうでないと議論が行ったり来たりしてしまいます。

【F委員】

「3. 自治会」のテーマについて、部会の勉強会を通して地域での成り立ちなどに違いがあり、難しいということが分かったのですが、自治会には福祉協力員が置かれていて、私は民生委員の代表で来ておりますので、福祉分野では地域コミュニティやネットワークの在り方が問われており、地域問題について知恵を出し合って問題解決に向けて前進させることが、この委員会の役割でもあると考えており、個人的には「3. 自治会」をテーマにしたいのですが、2番目としては「1. 諮問のルール」で考えております。

【B委員】

D委員がおっしゃられた他の審議会の方々にこのまちづくり基本条例を理解して頂くということですが、審議会の在り方が市民の参画という目的に合致しているかということだと思います。そうゆうことで、審議会の在り方を審議

しようということであり、審議会の委員が何を語っているのだとか、どうゆう考え方なのかということではないので、審議会の在り方を問うてみえるのだと思います。それで、私の意見としては、部会のテーマとして審議会における「諮問のルール」については外せないテーマだと思います。

それで、どのような諮問のルールをつくるのかということになりますが、執行側の皆様は、まちづくり基本を念頭置いて進めて頂いていると思うのですが、その中でまちづくり基本条例の理念を上手く活かした行政活動がなされたと思われるものを、この推進委員会に出していただき、それについて評価、検証し、提言することが本筋であると思います。例えば、「合併10周年記念事業」については、この条例の理念が活かされ非常に上手くいった事例の一つだと思っていますので、そういった案件について出して検証することが大切だと思っており、諮問のルールをしっかり作り、推進委員会が機能するようにすることが第一です。2番目は「4. 審議会」になります。

【会長】

「瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する基本方針」の資料をお配りしておりますが、この内容が基本条例に照らし、市民参画の手段としてきちんと機能しているのかといったこと、また、運用が上手く行っていないと、この主旨が絵に描いた餅になってしまいます。参画というのは、企画段階、発案段階から実施、運用に至るまですべてに参画するという位置付けになっていますので、この基本方針を作る段階において、市民の声がどれくらい反映されているのか、運用する上で、この内容がどれくらい活かされているかまで見守るのが参画になると思います。

【E委員】

資料にありますように、参画の方法としては6つありますが、「審議会等」については、この中でも別格のものだと思います。(2)～(6)までの方法があつて、結果として審議会の中でそれをどう活かすかということであろうと思いますので、「協働」というのが審議会の活動の中で目に見える形で現れ、市民が納得できるかという部分が一番肝心であると思います。

地域協議会のような形を経て集約された意見を代表者が審議会で発表するというような、市民から見て明らかに市民の声が審議会に反映されていることが形として見えることが大事ではないかと思います。協働を実現するためには、それを行うための仕組みが相互に納得できるものになっていることが大事だと思います。「4. 審議会」についてのテーマ取り上げれば、その他の意見聴取等の方法などについてもそのほとんどが包括されてくるではないかと思います。

【G委員】

これまでいろんな審議会や委員会に参加してきましたが、まちづくりをテーマにして勉強してきた会議は少ないと思います。市民の本当の生の声を聞く場が審議会であると思いますので、これからもそういった取り組みについて、是非広げて行ければ良いと思います。非常にこの委員会はいい会議であると思っています。

【会長】

テーマとして「4. 審議会」を1番に取り上げることでよろしいですか。

【G委員】

はい、そうです。

【C委員】

私は、皆さん方の意見を尊重していないのですが、例えば議会が市民の意思を代表すると言うのはきれいごとで、市長は誠実に行政を執行しているのかどうかとなると、これも疑わしい、具体的な例を挙げると例えば大月運動公園については、市長はやれと言うのだけれど、市役所の職員の方でもそのことに首を傾げている人がたくさんみえる、それを市長に言えない、議会も始めは市長の施策に反対していたのが、自分達の利害が絡むと、ころっと変わってしまう。こういう状況なんですよ。じゃあ審議会というのが、行政と議会と審議会という3つの関係の中でしっかりと位置付けをしないとだめではないか、そうでないと審議会が市民の声を反映することはできないのではないかと思いますので、審議会の意義ということについて、もうちょっと考えて行きたいと思います。審議会のルールとして、市長が答申するものだけにしていよいのかどうかということもあると思います。もう一つは、審議会は基本条例の参画方法として、最上位にあるものだと思いますので、審議会の権威を高めるなどを考えて行かなくてはならないと思います。議会、行政、審議会という関係性が確立できるようにならないといけないと考えています。単なる市長の私的諮問機関であるものについては、あまり意味のないものと思います。

【会長】

テーマとして「4. 審議会」を1番に取り上げることでよろしいですか。

【C委員】

はい、審議会です。

【H委員】

この会議としては、諮問の案件が1番かなと思いますが、先に総務部長さんの部会でのお話を伺った限り、校区単位制の推進など大きな改革を進めようとしているのであるのなら、そういった諮問がこの会議などで投げかけられてはじめて会議が成り立つと思うのですが、まずそういった問いかけをされることが、よりよい方向へ行くよう審議することだと思います。

【会長】

「1. 諮問のルール」を取り上げることでよろしいですか。

【I委員】

私は今、輪番制で自治長をやっております、若い方の参加少ないのですが、権利だけは立派に主張するという状況の中、今後どのようにまとめて行くかが課題です。この状況がさらに進むとどうなるのかと心配してしまし、市の方もこれから大変であろう思います。

団地内に市職員の方も多いのですが、会合などを実施しても、お年寄りは参加されますが、市職員の方の参加が見られないことから、市職員が率先して自治会活動に参加して頂くことも市民参画を進める上では必要ではないかと思っています。

【会長】

具体的に取り上げるテーマは「3. 自治会」ということでしょうか。

審議するテーマに優先順位を付ける場合のことになります。

【I委員】

「1. 諮問のルール」でいいです。

【H委員】

私は、他の審議会等に出たことがなくて、このような委員会に参加するの初めてなので全く分からないことが多いのですが、皆さんの話を聞いていて、市民

の声が活かされるような形で、市長の意見が優先されることでなく、平等に意見を言えるような形であればよいと思いますので、そういったことができる場となると「４．審議会」になると思います。

【会長】

審議会にもさまざまなものがありますが、そういった委員会のメンバーは市側で選らんだ委員が大半であり、それが市民の声として審議され、答申が上げられているとなると、一般の方が何か言いたくても参加できないので、そういった方にも参加して頂けるような手続きを検討してほしいということが「４．審議会」のテーマで、市長が諮問という形でこれについて検討してくださいというものを与えられ、審議会は原則動くものになっています。このまわづくり基本条例推進委員会では諮問がなかったので、市から審議会に諮問をかけて、もっと活用したらどうでしょうということを検討するのが、「１．諮問のルール」になります。

【H委員】

「１．諮問のルール」をお願いします。

【会長】

大きく分けると、「４．審議会」、「３．自治会」、「１．諮問のルール」の３つに絞られたと思います。私の意見としましてテーマは「４．審議会」で行きたい思います。

「３．自治会」については継続扱いとします。理由は時間の問題です。

別紙１裏面のスケジュール（案）をご覧くださいませでしょうか。

第２回会議が本日、第３回会議が１０月、第４回会議が１２月、第５回会議が２月で中間報告書を提出することで考えた場合、「３．自治会」のテーマを審議するだけの時間がとれないと考えるからです。さらに、自治会についての意見では、ある地域にとって妥当であるが、ある地域にとっては違うという案件も多数あり簡単に進められない事情もあります、また、非常にデリケートな問題も潜在しているので慎重に取り扱うテーマと考えております。ただ、案件として扱わないということではなく、時間をかけてやりたいという思いもあります。

「４．審議会」については、実態をヒアリングする対象も少ないですし、実際には今年度においても頻繁に開催されていない状況もあります。それで、諮問がないと審議会が開かれない現状の中、他市町では、バラバラに開かれていた審議会の統廃合も進んでいるようなので、審議会の数を減らして１つの審議会に審議する対象案件を集約すれば開催機会も増え、委員の見識も深まるのではないかとといったことも含めて、テーマとしては「４．審議会」が無難であると考えます。

「１．諮問のルール」ですが、言葉として「諮問」というのが非常に重たいイメージがあり、行政側にとって圧力的に捉えられることもありますので、言い方として、“審議会をもっと活用することについて”という内容であれば、イコール諮問にも繋がると思いますので、その辺りについてはもう少し考えて行きたいと思います。

【H委員】

実質的には諮問のような行政側からの問題提起がない限り、審議会等は成り立って行かないと思います。先般の部会で取り上げた自治会の件についても、今、改革しようとしている時に、その問題に審議会等が全く関わらないというのはおかしいと思いますし、その成果の良し悪しは別としても、大きな制度変

更をしようとする案件などには市民が関わって市民の意見を取り入れながらプランニングすることが必要ではないでしょうか。

【B委員】

「1. 諮問のルール」の話ですが、基本条例が施行され運用されていく中で、基本条例がよりよく機能して行くための仕組みとして第21条が盛り込まれたわけですが、条例目的を推進するためには第21条第1項が機能しないと実現しないということを強く言いたいと思います。

「4. 審議会」についてですが、「審議会の設置及び運営に関する基本方針」第2条 審議会等の定義は、「行政執行の前提として…」となっており、ここには審議会委員が発議したり、提案したり、新しいアイデアを出したりすることは、ある意味除かれているので、まちづくり基本条例の参画では、計画したり、提言したりすることから始まるということになっていますので、そういうことから考えると、審議会を機能させれば上手く行くのではないかと図式はあたらぬのではないかと思います。

【A委員】

B委員のおっしゃるとおりだと思いますが、まずはここから改めるべきだと思います。方針においても「市民参加・協働のまちづくり」の理念に基づき定められているので、この方針を新しく施行された基本条例の理念に照らして変えることから始めればよいと思います。

【会長】

その他ご意見がなければ、副市長からご意見を頂きたいのですが。

【副市長】

感覚からご意見させていただきますと、この条例を作った趣旨というのは、市民の方が意見を言える場を作らなければならないということが、市長のマニフェストにありまして、2000年にニセコ町でまちづくり基本条例ができて、地方分権一括法によりこういったまちづくりについてルール化する動きが活発になり、当市も作ったわけで、この条例の文言の中にいろいろなことが入っていますが、その一つひとつについての検証ではなく、これをまちづくりにどう活用するのかという前提で考えて頂きたいということと、その中でこの条例の文言があることで、まちづくりの推進に不都合があるというものがあればそれを直すこともできる場合もあります。

基本条例が“伝家の宝刀”であるのならば、それを磨けばもっと使えるものになるということでもありますので、文言にこだわらず、具体的アクションを起こしていき、条例がネックになるのなら条例を直してもいいですし、他団体において違った切り口の条例を制定されている事例等があるのであれば、そういったものを作ったらどうかという提案をするなど、そういった意味の提案を頂いた方がいいのではないかと思います。

先程委員さんからご意見を頂きましたとおり、基本方針の中で「行政執行の前提として…」という部分で言えば、既に企画として出来たものを審議することになりますので、そういった部分において、プランニングの段階から市民参加が必要ではないかということで、それは直せますのでご提言いただければと思います。

上下水道審議会においては、「現行の料金で良いか」という諮問を出したのですが、これについては、行政の施策として審議会にお聞きした訳で、そこでいろいろな意見を出して頂き、このことを一つの切り口として捉え、柔軟な発想で考えて頂けたらと思います。

【会長】

副市長がおっしゃられたことで、これを足がかりにして次のステップへということであるのなら、お許し頂けるのならば、市民の意見を受けた後どうするのかという時に機能するポストを作ってもらい、そこで個別具体的な議論をしてもらう形がいいのではないかと思います。

この基本条例を直すことについては、それぞれの規定についての行政実態を見てみないと何が必要なのか分かりませんので、まだ発案できる段階にないと思います。

【副市長】

会長が言われることとは逆に、行政がまだそういった情報を十分に出していないということもあると思います。

【会長】

そういった部分もあると思いますが、この審議会に大量の情報を一度にもらっても整理できない問題もあります。

【D委員】

条例第18条第3項で「まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。」ということが規定されており、推進委員会としてこの部分についてどうかなど、逆に市に提案することもよいのではないのでしょうか。その提案の結果として、市にそういった組織を作りますということになったりすることもあります。そういう考え方からすれば、ある程度絞れるのではないのでしょうか。審議会はいろいろな組織があり、提言する範囲が広すぎると思われますので、各委員からの問題点を上げてもらい、市の方に取り組んでくださいという提案をしてはどうでしょう。

【会長】

本日の議題は、テーマを選定することであって、その中身まで議論することではありませんので、本日は意見としてまとめるテーマを出してもらうことが主になります。私の意見としては、審議する優先を「4. 審議会」としましたが、D委員から出されたテーマを審議することは問題ありません。

それでは、確認をさせていただきます。事務局から提案されているスケジュールで今後提言を出すかどうかについてになります。

私としては出したいのですが、何分スケジュールがありますので、それに従って意見集約しなければならないことになります。

皆さん提言を出す方向としてよろしいでしょうか。

(意義なし)

それでは推進委員会の総意として提言を出すということで確認させていただきます。次に、提案されたスケジュールで出すべきテーマについてになります。中心的に審議するテーマということであり、その他のテーマを審議しないということではありません。どのように決めたらよいのでしょうか。

ご意見がなければ決定したいのですが。

企画部長何かご意見ありますでしょうか。

【企画部長】

先程からテーマに上がっている審議会への企画参画などについてですが、それをやると、市の情報提供のあり方の良し悪しや、自治会活動についてのことなど包括的なことまで全部含まれてくるのではないかと思います。その辺りについて皆さんのご認識をお聞きしたいです。

【会長】

スケジュールを切っていますので、あとは議論の進め方問題になります。

全部に答えを出すことは不可能ですので、どのテーマも入口が広いですが、結果的に中身をさらに絞って行かざるを得ないと思っています。最終的にはピンポイントに絞ったご提言をさせて頂くことになるかもしれません。

【企画部長】

解りました。

【会長】

優先して審議するテーマについては、全会一致で決めたいのですが如何でしょうか。

【D委員】

会長が「4. 審議会」と言ってみえるのだから、それでいいんじゃないでしょうか。

【会長】

「4. 審議会」以外に他に1番に持って行きたいテーマはございますか。

(意見なし)

それでは、「4. 審議会」を優先に審議を進めますが、皆さんの思ってみえる審議の中身の方向性は、まだバラバラだと思いますので、結果的に提言としてまとめられないかもしれませんが、皆さんの問題認識が深まっただけでも意義があることになると思います。

全会一致で審議会をテーマとし、来年2月までに何らかの提言を出すということで、この審議会の提言で上手くパスが出せれば、この案件についてなら、行政改革推進委員会などで、市から諮問がなされ、個別具体的な審議をしていただけのことになるものと思います。

【事務局】

推進委員会はあくまでも市長に提言書を出すところまでが役割となりますので、その後の他の審議会等への諮問については、市長が判断し諮問するかどうか判断する事項になります。

【会長】

今後、また任意での勉強会として部会を開催したいと思います。

部会においては、審議会の案件と同時に他のテーマについてのことも勉強できるとしますので、議論して行きたいと思っています。

部会は、基本的に夜開催する前提になりますが、ご家庭の事情で夜出られるのが無理な方もありますので、昼間の時間でご都合が合えば市役所などで私の方から部会の内容をご説明させて頂きますので皆さんご協力をお願いします。

【審議案件】 4. 審議の進め方について

【事務局】

審議案件としまして、**別紙2** 4. 審議の進め方についての案件がありますが、審議会をテーマとすることで合議を頂きましたので、それについて今後どうするのかということになります。ここからが一番大切な部分になると思います。

部会で資料をお配りしておりますが、今の現状としての仕組みやルール、在り方について把握することから始める必要があると思います。

ただし、現状につきましては、各種さまざまな審議会、委員会等が運営されていますので、実際に中に入った方でないとは把握し切れないところもあるかと思われま。正式に市の方から各審議会所管部署に調査をかけ、実態把握するという方法もありますが、この推進委員会として個別に実態を聴取することに

については問題ないと思いますが、推進委員会として正式に各審議会について市執行機関に実態調査を実施することは、少し待ったほうが良いと思います。最終的に推進委員会の提言として実態調査の結果を踏まえた結論まで導き出す方向であるならいいのですが、参考意見程度の提言に留めることとなった場合、実態調査自体が結果的に市長が諮問する他の審議会等で本来調査すべき案件であったことになります。

ですので、推進委員会ではヒアリング程度の調査で実態を把握し、その上で問題や改善点について拾い出すことが良いかと思います。

問題や改善点はいろいろ出るとと思いますが、それについても最終的に何を提言するのかに繋がってきますので、全体として意見集約して頂く方がよいと思います。その次の段階で絞り込まれた問題や改善点についての克服方法などが審議対象となります。これについては、答えはありませんが提言として盛り込むべき内容を絞る必要はあると思います。そして、最終的に提言書としてまとめることになりますが、その内容や書きぶりについては、「改善を求める」とか、「努力する必要がある」などさまざまな表現ができますので、その点も皆さんでご協議頂くことになると思います。

【D委員】

審議会というテーマは検討する中身が幅広いですので、会長さんが考える審議会というテーマとしては、“全体的なあり方の問題”なのか、“人材”なのか、“運営”なのかどの部分をテーマとして審議をしていく方針なのでしょう。

【会長】

基本的には部会で審議するつもりですが、各委員が思ってみえる問題点と、私が思っている問題点を出して、ヒアリングなどして整理した上で進めて行くつもりです。本当はD委員がおっしゃられるような進め方が本筋だと思いますが、私が想定している問題だけで進めていく方法もあるのですが、皆さんが思ってみえる問題がクリアすべきものであるなら検討する必要がありますので、どこまでの範囲を検討するのかといったことまでは今の段階で考えておりません。

【D委員】

私達は、個別の審議会についてのことはほとんど知らない訳で、議論するだけの資料や知識を持ち合わせていないのに、審議会について検討しどれだけ踏み込んで行けるのか疑問を感じております。それについての会長の基本方針をお聞きしているわけです。

【会長】

今の段階で基本方針と言えるまでの結論は出しておりません。

ただ、今の状況や運用ルールで十分かと言えば、私は不十分であるという感覚は持っています。

【I委員】

行政から先進的に取り組んでみえる他自治体の状況などを調査したものを提示していただき、それを元に審議したらどうでしょうか。

【会長】

I委員がおっしゃったことがまさしく基本方針になると思いますが、ゴールを決めておりませんので、私が決めたことがゴールではなく、皆さんと審議したことがゴールになるということだけははっきりしております。ですので、会長が言ったことで決めることはありません。私自身がこうゆう方向に進めたいというレールを敷くつもりはありません。

あくまでもどのような議論をしたらいいかということで進めます。その進め方としては、部会で勉強をして本会議で意見を集約するというだけです。

無責任かもしれませんが、審議会をテーマとして結果としてどれぐらいの答えが出せるかはわかりません。ですので、ある程度の答えが出せるように部会で勉強させてください。

【B委員】

7月3日の部会資料のことなのですが、審議会等は地方自治法の138条の4第3項に基づいて設置することが書かれています。

地方自治法では附属機関という言い方をしていますが、附属機関でないといけないのかという問題もあるわけですし、私的諮問機関でもいいのかもしれませんが、附属機関の位置付けですと、行政の中流以降の部分を担当することになっており、企画段階では関われないことになっていますので、そういったことを議論すればある程度の方向性についての意見が出てくると思います。だからみんなで部会などで勉強して行って欲しいと思っています。

【会長】

部会での勉強内容は、みなさんが理解できるように努力しますのでご協力をお願いします。しかし、最終的なゴールはみんなで決めたいと思っています。

【事務局】

今後の部会開催スケジュールについて決めていただけるでしょうか。

【会長】

月に何回ペースで開催しましょうか。

月2回位の予定でいかがでしょう。

8月に2回、9月に2回か3回ということはいかがでしょうか。

8月7日（水）・8月28日（水）19:00からということにします。

9月以降のスケジュールにつきましては、決まり次第ご連絡させていただきます。あと1点、その他のアンケートについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

前会議で少しお話させて頂きましたが、市において市民アンケートを実施する企画をしております。実施時期は年内中に実施したいと考えております。「まちづくりに関する市民アンケート」というタイトルで、目的としては、「市民ニーズを広く把握し、瑞穂市の将来像を描き、今後のまちづくりを推進するための参考とするため実施するもの」となっております。

調査対象者は、市内在住20歳以上の男女で2,000人を予定しております。

アンケート内容について計画しておりますが、市においてまちづくりを意識する中、市民の皆さんがどのようにまちづくりに関わって行くのか、また、将来に向かいどのようなビジョンを持ってみえるかを把握することが主な目標ではないかということで、市民の意向を出来るだけ今後の市運営計画に反映させることができるような調査にしたいと考えております。内容をご一読いただき、何かご意見等ございましたら事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

閉会

事務 局 (担 当 課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp
-----------------	--